

10：10～11：10 教育委員会室

教育長外6名

齋藤福島県教組委員長外13名

○内 容

- ① 初任給の1号引上げを実施すること。
- ② 教育職給料表の2等級から、1等級へのワタリ昇格を実施すること。
- ③ 事務職員の昇格基準を改善し、わたり昇給を実施すること。
- ④ 通勤手当は全額支給とするため、当面、現行支給額を引上げるとともに、交通用具の使用者に対し、必要経費を支給すること。
- ⑤ へき地勤務者の昇給措置を改善すること。
- ⑥ 退職年齢の引上げをはかり、校長、教諭及び生活主体、非主体の差別を撤廃すること。
- ⑦ 不当処分による被処分者の昇給延伸を撤回すること。
- ⑧ 教育研修を保障すること。

7. 昭和45年10月19日 福島県教職員組合

11：00～12：30 教育委員会室

義務教育課 古関主幹外2名

県教組婦人部長外20名

○内 容

(婦人部関係)

- ① 生活主体者、非主体者による退職年齢の区別をなくすこと。
- ② 妊娠障害休暇を20日間特別休暇として認めること。
- ③ 産休補充教員の身分を確保すること。
- ④ 育児休暇制度を法制化するための働きかけをすること。
- ⑤ 養護教員、事務職員、用務員を各校に配置すること。
- ⑥ 日直を廃止すること。
- ⑦ 給食関係の事務を婦人教師にしわよせすることをなくし、給食関係職員を配置すること。

8. 昭和45年10月20日 福島県教職員組合連合

11：00～12：30 厚生文教委員会室

高校教育課担当係外5名

特殊教育部長外8名

○内 容

- ① 教職員を法定数どおり配当し、勤務条件の改善をはかること。…… (3項目)
- ② 賃金、手当、旅費の支給について…… (5項目)
- ③ 施設設備について…… (5項目)
- ④ 盲・ろう学校の統廃合について
- ⑤ 担当教職員の研修について…… (4項目)
- ⑥ 人事について…… 2項目
- ⑦ 児童生徒の入校、入学、進学等について… (4項目)

9. 昭和45年10月21日 福島県教職員組合

10：00～12：00 教育委員会室

教育長外11名

県教組中央執行委員長 齋藤峰夫他6名

○内 容

- ① 2等級より1等級へのワタリを早期に実現すること。
- ② 通勤手当を実費支給すること。
- ③ 教員住宅に対しても住宅手当支給の対象とすること。
- ④ 中途採用者の前歴換算のうち、事務職員25割を5割とすること

- ⑤ 人事異動で夫婦別居になった場合、妻の赴任にともなう家族を含めた旅費を完全に支給すること。
- ⑥ 寒冷地の級地是正については、公署指定をとること。
- ⑦ 宿日直全廃を前提とし、土曜の宿日直廃止の予算措置をすること。

- ⑧ 旅費を増額し、正当旅費を支給すること。
- ⑨ 事務職員、養護教員を全校に配置し、大規模校には複数配置とすること。
- ⑩ 元気回復休暇に相当する義務免行使を制限しないよう、指導すること。
- ⑪ 教育活動と教育活動以外の活動、公務と公務外の基準をあきらかにすること。

- ⑫ 第20次教育研究集会、地区(1日)支部(2日)県(3日)の義務免参加の措置を保障すること。
- ⑬ 教科書裁判東京地裁の判決に従った行政と指導を行なうこと。

- ⑭ 昭和46年度使用教科書採沢状況を明らかにし、限定採沢を廃止すること。
- ⑮ 所長、指導主事の学校訪問の目的を明らかにし、教師との討議を充分に行ない、民主的行政指導にあたること。

- ⑯ 新採用教員の講習とくに、服務に関する指導内容を明らかにすること。
- ⑰ 管理職登用試験を廃止すること。
- ⑱ 生活主体者、非主体者による退職年齢の区別をなくすこと。

- ⑲ 妊娠障害休暇を20日間特別休暇としてみとめること。

10. 昭和45年11月11日 福島県立高等学校教職員組合

15：00～17：30 教育委員会室

高等学校教育課長外12名

県立高組中央執行委員長外12名

○内 容

- ① 基本給の引きあげについて…… (5項目)
- ② 諸手当の支給について…… (3項目)
- ③ 旅費の支給について
- ④ 教職員の定数増について…… (3項目)
- ⑤ 施設設備学校運営費の拡充について… (2項目)
- ⑥ 権利、勤務条件について…… (2項目)
- ⑦ 社会保障について…… (2項目)

10. 昭和46年2月19日 福島県教職員組合

10：40～11：50 教育委員会室

教育次長外10名

県教組中央執行委員長 齋藤峰夫外5名

○内 容

- ① 全教職員に対し運用短縮により、一斉1号増をはかること。